

みどり市告示第66号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第1号に規定する区域の区分を次のように定める。

平成24年4月1日

みどり市長 石原



特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第1号に規定する区域の区分の指定

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）の別表（以下「別表」という。）の第1号に規定する区域の区分を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

区域の区分	指定地域
別表の第1号イに該当する区域	特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定の告示（平成24年みどり市告示第65号）により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域に該当する区域
別表の第1号ロに該当する区域	指定地域のうち、第2種区域に該当する区域
別表の第1号ハに該当する区域	指定地域のうち、第3種区域に該当する区域
別表の第1号ニに該当する区域	指定地域の第4種区域に該当する区域のうち、別表の第1号ニに規定する要件に該当する区域